

令和8年度県営林整備事業（森林整備タイプ）プロポーザル募集要領

1 事業の概要

（1）事業名

県営林整備事業

（2）事業の目的

県営林を活用して事業体が森林整備事業の事業量を継続的に確保することにより、就労の場の拡大と安定的な木材の供給を目的とする。

（3）事業内容

- ① 指定する県営林について、「森林集約化団地（以下、森の工場）」を設立することを目指し、当県営林を含む集約化団地を形成し、市町村森林整備計画に沿った森林経営計画の作成と立木竹の伐採、造林、保育など、当該森林の維持・管理に必要な施業を実施すること。
- ② 指定する県営林については市町村森林整備計画に基づき、必要に応じて森林作業路網その他の施設の設備を実施すること。
- ③ 森林整備に係る補助金の交付申請、受領及び精算に係る業務を実施すること。
- ④ 事業実施期間中は森林の現状把握を随時行うとともに、県以外の者が所有する森林との境界の巡視を実施すること。また、異常を発見し必要な処置を行ったときは、速やかに県に報告すること。
- ⑤ ①、②において伐採した木竹のうち販売価格が搬出経費を上回ると見込まれるものは市場等まで搬出し、事業実施期間を通じて県負担金額以上の収益を図ること。

（4）提案事項

- ① 指定する県営林を含む森の工場における森林整備並びに森林作業路網及びその他の施設整備を含めた事業内容と費用積算を記載した計画書を作成すること。
- ② 県では、スマート林業の推進に取り組んでおり、提案にあたっては、施業地の集約や原木生産の効率化・省力化のため、森林クラウド等のデータを積極的に活用すること。
- ③ 指定する県営林の森林整備面積は次のとおりとし、必要に応じて搬出間伐及び森林作業道等を計画すること。なお、間伐対象木は劣勢木を優先することとする。ただし、列状間伐を行う場合については特に定めない。

（1）庵谷県有林（大豊町）

森林整備対象面積 45.09ha

- ④ 立竹の伐採により発生した枝条及び残材は木質バイオマス等への有効活用に努め、枝条等をやむを得ず積み上げる場合は置く場所を分散すること。特に谷筋等、下方へ影響を及ぼすおそれのある箇所は避けて置くこと。
- ⑤ その他、有利な補助事業は積極的に活用すること。

（5）期間

事業期間は採択予定年度を含めておおむね6カ年間（最長令和14年3月31日まで）とする。また、別途、森づくり推進課と事業実施主体との間で調整を実施する。

2 見積限度額

(単位：千円)

No	県営林名	市町村名	見積限度額 (県負担金)	参考事業費
1	庵谷県有林 (1 から 2 林班)	大豊町	54,438	94,774

(注) 消費税及び地方消費税額を含む。

県は、森林整備事業に要した事業費から事業実施主体が受領した補助金を差し引いた金額を負担します。

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、協定の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）及び次点者を選考するために「令和8年度県営林整備事業プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 事業実施主体の決定方法

- (1) 提出された企画提案書と提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。
- (2) 審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、協定の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は候補者又は次点者として選定しません。
- (3) 事業の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。
- (4) 選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、事業の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「協議等」という。）を行います。
- (5) この協議等が整ったときには、協定の手続きを行います。
- (6) 協議等が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行います。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿（森林整備）に登録されている又は契約締結時まで登録が予定されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げている排除措置対象者に該当しない者であること。

- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 森林整備（収入間伐等）事業を同一の事業体（共同体）において実施できる技術及び能力を有するものであるか。また、一部事業を委託予定とする事業者と書面等で当提案事業へ参画することが担保できていること。
- (8) 地域経済への事業効果拡大を図るために、高知県内に主たる営業所（本社又は本店等）を置く者であること。

6 募集方法及び説明会

(1) 募集方法

関係業界団体に通知するとともに、森づくり推進課ホームページ等へ掲載し広報を行う。

森づくり推進課 [<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030000/030201/>]

(2) 事業説明会等

事業説明会及び現地説明の開催日時及び場所については、「12 日程(予定)」のとおり。

7 質疑と回答

質疑は令和8年10月1日（木）午後5時15分までに別紙様式－3により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和8年10月8日（木）までにホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（別紙様式－1）に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。

申込に当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書	A 4	1 部
2	競争入札参加資格（物品購入等関係）決定通知書の写し	A 4	1 部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和8年9月14日（月）午後5時15分（必着）

③ 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県林業振興・環境部森づくり推進課公営林担当（門田、北代）

T E L 088-821-4814

（２）資格要件の確認

高知県林業振興・環境部森づくり推進課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。

申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年9月24日（木）までに申込者へ電話、文書、電子メール等にて通知します。

（３）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和8年度県営林整備事業（森林整備タイプ）プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「令和8年度県営林整備事業（森林整備タイプ）プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和8年12月1日（火）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

12 日程（予定）
事業説明会

県営林名	市町村	現地説明会
庵谷県有林 (1 から 2 林班)	大豊町	日 時：令和 8 年 8 月 31 日（月） 場 所：大豊町総合ふれあいセンター 3 階 会議室

※集合場所は別途、参加申込者へ連絡します。また必要に応じて事前に現地調査等を行うことは問題ありません。

※なお、説明会への参加申し込み状況により開催を中止することがあります。

申込期限：令和 8 年 8 月 24 日（月）午後 5 時 15 分（必着）

申込方法：事業・現地説明会参加申込者（別添様式－4）を FAX 又は電子メールにて下記 14 問合せ先に提出

※いずれの場合も、電話により到着を確認してください。

令和 8 年 8 月 10 日（月） 公告（募集開始）

令和 8 年 8 月 31 日（月） 事業説明会

令和 8 年 9 月 14 日（月） 参加申込及び資格確認書類提出締切

令和 8 年 10 月 13 日（火） 企画提案書の提出締切

令和 8 年 11 月 24 日（火） 審査委員会

令和 8 年 12 月 1 日（火） 審査結果通知（発送予定日）

13 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。

(3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式－2 により提出してください。

開示・非開示の判断は別紙様式－2 に基づき行うものではなく、これを参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

(4) 協定締結者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県林業振興・環境部森づくり推進課公営林担当（門田、北代）

T E L 088-821-4814

F A X 088-821-4576

E-mail 030201@ken.pref.kochi.lg.jp

15 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
 - ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合、又は指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関する不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
 - ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
 - ⑤ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
 - ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

参加申込書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 あて

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____

令和 8 年度県営林整備事業（森林整備タイプ）プロポーザル募集要領に基づき、
令和 8 年度県営林整備事業に関する下記の県営林のプロポーザルに参加を申し込みます。

記

事業名： _____（県有林名： _____）

連絡先

担当者 _____

電 話 _____

F A X _____

E－mail _____

別紙様式－ 2

高知県知事 濱田 省司 あて

所在地
事業者名
代表者名 印

高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類（書類の頁・箇所等）	支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。

令和 8 年度県営林整備事業（森林整備タイプ）プロポーザルに関する質疑書

令和 年 月 日

所在地 _____

事業者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

F A X _____

E－mail _____

質疑内容

提出期限：令和 8 年 10 月 1 日（木）午後 5 時 15 分

提 出 先：高知県林業振興・環境部森づくり推進課公営林担当
担当 門田、北代

F A X：088-821-4576

電子メール：030201@ken.pref.kochi.lg.jp